また、山梨県知事を会長とする中部日本横断自動車道建設促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　山梨県南巨摩郡南部町役場、同郡身延町役場及び同県西八代郡市川三郷町役場

第６　収用又は使用の手続が保留されている起業地　山梨県南巨摩郡南部町福士字坂下、字平及び字真篠、楮根字馬坂、字松原、字山吹原、字境鉢、字桑原沢、字神ノ木、字谷津沢、字中通、字内田、字椿ノ森、字日影畑及び字熊象狸、大和字熊曽利、字吉水沢、字大沢戸入、字古宿、字葛ヶ里及び字西ノ入、塩沢字南ノ入、字万京、字竹之後、字西ノ入、字竹之久保及び字後原、南部字白土、字外田、字内田、字長松及び字古城山、本郷字治家、字大神前、字大神、字下街塗、字神原及び字原間並びに中野字矢沢入、字清水原、字栗尾、字寺前、字中尾、字根岸、字堰下、字根岸入、字中田、字宮内、字原、字中芝原及び字上川原地内

山梨県南巨摩郡身延町大島字湯別当、字小長野、字長野及び字的場、樋之上字入及び字家前、和田字石蔵沢、字入山、字平林及び字田之沢山、角打字ウツギ、字柏森、字市郎、字入、字入田、字丸山、字蟻腰及び字荒田山、丸滝字大日向、字宮ノ脇及び字樫木立、帯金字林之前、字大岩、字天神蔓、字奥之塩沢、字鳶沢、字南泥之澤、字北泥之澤、字南林、字志久、字三石、字上之山、字南澤、字大久保澤及び字引核、下八木沢字久保、字駒狩、字地賀久保、字中島、字山入、字川張、字田ノ上、字石倉及び字天神、上八木沢字向山及び字清水、波高島字柴田、字老尻、字東畑、字井口及び字上ノ山、上之平字西山、大子字下和田、宮木字大醍醐、字井戸田、字梅見及び字谷ツ山、一色字和田、字大子、字日向及び字清水下、下田原字一枚山及び字日向地内

山梨県西八代郡市川三郷町鴨狩津向字中三沢、字日向及び字舟久保並びに宮原字下田林、字崩澤、字山岸、字御領戸及び字東下田地内

○国土交通省告示第六百四十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十五年六月十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

第１　起業者の名称　中日本高速道路株式会社

第２　事業の種類　高速自動車国道中部横断自動車道新設工事（六郷インターチェンジ（仮称）から増穂インターチェンジまで）

第３　起業地

１　収用の部分　山梨県西八代郡市川三郷町宮原字御領戸及び字河西、岩間字舞墓、字坪ノ内、字山本前、字原ノ前、字原、字一ノ坪及び字池田並びに落居字澤ノ神、字宮狩及び字挟間田地内

２　使用の部分　山梨県西八代郡市川三郷町岩間字舞墓、字原、字山ノ寺及び字一ノ坪、葛篭沢字八久保、字屋ノ前及び字屋敷前並びに落居字宮狩、字挟間田、字滝ノ沢、字垈場、字棚上、字瀧沢入、字奥西沢及び字大林地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、山梨県西八代郡市川三郷町宮原字御領戸地内の六郷インターチェンジ（仮称）から同県南巨摩郡富士川町大椚字中川原地内の増穂インターチェンジまでの延長9.3㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道中部横断自動車道新設工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第１号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第２条第２項に規定する高速道路の新設については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第２条第４項に規定する会社は、同法第３条第１項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第１項に規定する協定を締結し、国土交通大臣の許可を受けて行うことができるとされているところ、中日本高速道路株式会社は、平成18年３月31日付けで独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と本件区間の新設に関する協定を締結し、同日付けで国土交通大臣から本件区間の新設に関する許可を受けていることなどから、起業者である中日本高速道路株式会社は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

高速自動車国道中部横断自動車道（以下「本路線」という。）は、静岡市を起点とし、南アルプス市等を経由して佐久市に至る延長約132㎞の路線である。

本路線が通過する山梨県峡南地域及び中北地域（以下「本地域」という。）は、農業が盛んな地域であり、すもも、ぶどう等の農産品が東京、静岡方面等へ出荷されている。

本件区間とおおむね並行する一般国道52号は、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通を担い、広く利用されており、一部区間において交通混雑が発生している状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、一般国道52号の自動車交通量は、南巨摩郡身延町八日市場1870地点で15,824台／日であり、混雑度は1.39となっている。

本件事業の完成により、供用済み又は供用予定である本路線の他の区間と接続し、高速自動車国道中央自動車道西宮線や高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線と連絡することで、本地域と山梨県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性の向上、物流の効率化等に寄与するとともに、一般国道52号の機能を補完・代替することにより、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、建設省関東地方建設局長が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年８月閣議決定）等に基づき、平成８年10月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成25年２月に環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載